

20200915

北海道ドローン研究会会則

2020年7月1日制定

2020年8月3日修正

2020年9月15日修正

第1章 名称

第1条 本会の名称は北海道ドローン研究会とする。

第2章 目的および活動

第1条 本会の目的はドローンの調査、研究により飛行・撮影技術等の向上を図ると共に趣味としてのみならず災害時等に於ける社会貢献に寄与する。

第2条 本会は飛行の安全を最重視する、この為関連する各種ルールを認識し、これを順守する。

第3条 前条の目的を達成するための交流・情報交換の場として各種情報ツールとして以下の手段を用いる。

第1項 ドローン練習場に於いて 「Try ドローン」を運用する。

第2項 LINE グループに於いて 「あらんどローン」を運用する。

第3項 Web 会議に於いて 「Web ドローン」を運用する。

第4項 その他必要な手段を運用する。

第4条 本会にドローン研究に兼ねて各種の共通活動を目的とする内部組織として各種の共通活動を行う部会を置く。

2 北海道ドローン研究会キャンプ部、略称「HDS-CAMP」を設置する。

LINE グループは「HDS-CAMP どろん」とする。

第3章 会員

第1条 本会の会員は、特に制限や規制を行わないこととする。ドローン等に関心や興味があり入会の意思があれば会員とする。

(但し、当分の間は年齢制限を20歳位とする)

第2条 本会への入会は事務局に申し入れ、「あらんどローン」に加入する事で行う。

第3条 本会に賛同する賛助会員を置く、賛助会員は運営・実行には直接関与せず活動に参加し入会金・会費は発生しないが都度経費の決算を行う事とする。

第4章 役員

第1条 本会には、会長1名、必要により副会長、会計、監事、理事複数名及び事務

局を置くこととする。

第2条 役員の任期は1－2年位とし再任可能とする。

第3条 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は本会を代表し会を統括する、その他の役員はそれぞれ常識的な範囲で役名のとおりとする。

第4条 本会に特別会員として顧問を置くことができる。

第5章 総会

第1条 概ね1年毎に開催する。

第2条 総会決議事項は本会の役員に於いて決定・決議する。

第6章 会費

第1条 会費は都度会費と年会費とし、年会費は加入月から1年間とする、都度会費は集会や活動を行った都度の参加者分担とし、都度決算を完了する。

(但し、年会費は当分の間は無料とし必要の場合は協議する)

第2条 会費及びその他の金銭的な受け渡しはPayPay等で行う事を原則とする。

第7章 事務局

第1条 本会に事務局を設置し事務局長1名を置く。

第2条 事務局は本会の目的や活動に関する事項を行うと共に会を運営する。

第8章 会則の変更

第1条 会則の変更を感じた会員はその都度会議に発議し会員に周知後理事会で決議する。

第9章 寄付行為

第1条 本会は会員又は第三者等からの金品の寄付申し入れがあった場合はこれを可能とする、この際は会員に通知する。

第10章 会則の制定

第1条 本会則は2020年5月31日に発案し、2020年7月1日制定する。

以上

発会記録

本会「北海道ドローン研究会」の発会記録として下記の者の総意を得て発会とし、発会会員とする。

2020年6月28日

発会記録

原本にはここに発会記録及び発会時会員署名を記入する

修正記録

2020年8月3日

第3章に第3条を追記する、7月31日発議8月3日施行

修正記録

2020年9月15日

第2章に第4条を追記する、9月8日発議9月15日施行